

## かけつけプラス利用規約

### I 総則

#### 1. 適用

- (1) 「かけつけプラス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、北海道電力株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「かけつけプラス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関して定めるものとします。
- (2) 本サービスは、当社が都市ガスを供給するお客さまとのガスの需給契約に付帯し、お客さまが本規約に同意の上、申込みされ、当社が承諾したときに適用します。

#### 2. 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 温水式給湯暖房機  
エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させて暖房するとともに、給湯もできる方式の機器をいいます。
- (2) 温水式暖房機  
エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させて暖房する機器をいいます。
- (3) サービス対象機器  
本サービスに加入したお客さまが所有し、かつ、使用される温水式給湯暖房機の熱源機または温水式暖房機の熱源機をいいます。ただし、店舗や事務所等の業務用として使用される熱源機、またはガスエンジン発電ユニットおよび燃料電池ユニット等と接続される熱源機は含みません。
- (4) 定期点検対象機器  
サービス対象機器とサービス対象機器に接続される末端の暖房放熱器をいいます。ただし、配管設備は含みません。

#### 3. 本サービスへの加入条件

本サービスへは以下の加入条件を満たしたお客さまに限り、当社所定の申込書によって申込みされるものとします。ただし、簡易な内容のものについては、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。

- (1) 当社が都市ガスを供給するお客さま
- (2) お客さまの需要場所内にサービス対象機器があり、お客さまが所有し、かつ、使用されること  
なお、お客さまの需要場所内のサービス対象機器を取り外した場合は、当社に申し出るものとし、お客さまの需要場所内のサービス対象機器を取り替えた場合は、再度申込みされるものとします。
- (3) サービス対象機器の設置期間が購入日または設置日から15年以内であること  
なお、購入日は、原則としてメーカー保証書に記載の購入日とします。ただし、メー

カー保証書がない、または保証書に購入日の記載がない場合は、新品購入時の領収書等の日付を購入日とします。サービス対象機器が設置済みの中古住宅を購入した場合や、中古のサービス対象機器を設置した場合等は、サービス対象機器のメーカーが定める製造月の1日を設置日とします。購入日および製造月が不明の場合は、加入できません。

#### 4. 本サービスの対象期間

(1) 当社は、本サービス開始日の前に、次の業務を実施し、本サービスの対象期間を設定します。この場合、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただきます。

なお、この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

イ 本サービスの対象となる熱源機の購入日または設置日ならびに種類、メーカー名および型式の確認

ロ II（定期点検サービス）に準ずる点検

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。この場合には、お客さまから請求がある場合を除き、その理由をお知らせしません。

イ 本サービスの適用を受けようとする温水式給湯暖房機の熱源機または温水式暖房機の熱源機に不具合が認められた場合

ロ 本サービスの適用を受けようとする温水式給湯暖房機の熱源機または温水式暖房機の熱源機が、3（本サービスの加入条件）（3）を満たさない場合

ハ （1）の立ち入りを拒否された場合

ニ その他、当社が適当でないと判断した場合

#### 5. サービス開始日

本サービスに申込みされた日が属する月の翌々の1日とします。ただし、その日までに当社とのガスの需給契約が開始されない場合または4（本サービスの対象期間）（1）の業務を実施できない場合には、ガスの需給契約が開始された日または4（本サービスの対象期間）（1）の業務を実施した日のいずれか遅い日が属する月の翌月の1日からとします。

#### 6. 利用料金

本サービスの利用料金は、1月につき次のとおりとします。

月の途中で本サービスの終了、解約があった場合であっても、1月の利用料金とします。

利用料金には、消費税等相当額を含みます。

1 契約につき	800 円 00 銭
---------	------------

利用料金に、当社が需給契約要綱または電気ガスセット割引要綱等によって算定した各月の金額を加えたものを各月のガス料金とし、お客さまは当社に申込みされた支払方法で支払うものとします。ただし、利用料金は当社が算定する延滞利息の対象外とします。

なお、「ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約」または「ほくでんコクリエ ガス料金立替払いサービス請求規約」（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）を適用するお客さまは、立替払いサービス請求規約に基づき、請求するものとします。

## 7. 本サービスの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせします。解約によってお客さまが被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

- (1) サービス対象機器を故意に破損、改造したことがわかった場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）または反社会的勢力等と関係を有する場合
- (3) その他、当社が必要と判断した場合

## 8. 本サービスの終了等

次のいずれかに該当する場合には、当社は、本サービスを終了します。

- (1) お客さまが本サービスの終了を希望する場合
- (2) ガスの需給契約が廃止または解約等により、ガスの需給契約が消滅した場合
- (3) 加入条件を満たさなくなった場合

また、当社は、お客さまの承諾または当社からの事前の通知を必要とせず、本サービスの一部または全部の中断・終了を行うことができるものとし、中断・終了によってお客さまが被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

## II 定期点検サービス

### 1. 定期点検サービスの提供

- (1) 「定期点検サービス」は当社および当社が本規約にもとづく当社の業務を委託している会社（以下「委託先」といいます。）が提供します。
- (2) 当社および委託先は、お客さまへ事前に通知した日時に訪問し、定期点検対象機器を点検します。

不在等の場合で、定期点検が実施できなかった場合は、お客さまからの申し出をもとに、再度、訪問日時等を協議するものとします。

なお、再度訪問するも不在の場合は、その年の定期点検を中止します。

### 2. 実施方法

定期点検はサービス開始日を基準日とし、基準日から起算して1年以内に実施します。2年目以降の定期点検については、更新された基準日（サービス開始日から起算して1年が経過する月の応当日とし、サービス終了まで以降1年ごとに更新します。）から起算して1年以内に実施します。ただし、基準日または更新された基準日からサービス終了日までが1年未満となる場合は、原則として定期点検を実施しません。

### 3. 訪問時間

定期点検の訪問時間は原則として、以下のとおりとします。

訪問時間	対応者
平日 9:00～17:30	当社または委託先

### 4. 点検項目

定期点検対象機器の点検項目は次のとおりとします。また、定期点検に必要な電気、ガス、水等はお客さまから無償で提供していただきます。

点検項目
設置状況、動作確認、ガス漏れ・水漏れ確認、異音・異臭・圧力等確認、接続部・フィルター等の確認、エラー表示確認、消耗品の残量等確認

## Ⅲ 故障修理サービス

### 1. 故障修理サービスの提供

- (1) 「故障サービス」は、当社が委託先およびメーカーを通じて提供します。
- (2) 本サービスの対象期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電氣的事故」または「機械的的事故」によってお客さまが使用するサービス対象機器が故障した場合で、かつ、サービス対象機器に修理が必要となった場合に、お客さまからの修理の申込みをもとに、委託先またはメーカー等がサービス対象機器について当社所定の修理作業等を無償で提供します。ただし、改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業または修理に伴い発生した住宅そのものに対する工事は除きます。

### 2. 利用方法

お客さまが修理の申込みをする際には、ほくでんガス保安コールセンターまたは委託先へ電話連絡する必要があります。

### 3. 修理上限金額

故障修理サービスの修理上限金額は1回につき15万円（消費税等相当額を含みます。）とします。修理上限金額は、当社所定の工賃、部品等を交換した場合の当該部品等の代金等にもとづき算定します。修理上限金額を超過した場合には、その超過分はお客さまの負担とします。

### 4. 故障修理サービスの対象外

次のいずれかに該当する場合には、故障修理サービスの対象外とします。

- (1) 自然災害による損害
  - イ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等による損害
  - ロ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ・地滑り、

土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

ハ 塩害によって生じた損害

(2) 外来の事故による損害

イ 破損、汚損

ロ 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害

ハ 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害

ニ 電源周波数 (Hz)、ガスグループの変更に伴う改造、修理によって生じた損害

ホ サービス対象機器に付属する配管の凍結によって生じた損害

ヘ 機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害

ト 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害

チ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射性照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

リ 温水搬送部材のつまりによって生じた損害

(3) 経年劣化等による損害

イ サービス対象機器の平常の使用または管理において通常生じえるすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、サービス対象機器ごとに、そのサービス対象機器が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

ロ サービス対象機器の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他これらに類似の損害またはネズミ食い、虫食い等によって生じた損害

ハ 温水搬送部材の経年劣化による破損等によって生じた損害

(4) 付属部品（故障修理サービスの対象本体以外）や消耗品等に生じた損害

イ 真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害

ロ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害

ハ 電池、フィルター類、パッキン等の消耗部品のみに発生した損害

ニ 外装部品、製品本体外の設定部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等）、ドレンホース、排水ホッパー、オプションリモコン、水質維持に関連する部品、汁受け皿、排気パネル、別売品等の付属部品のみに発生した損害

(5) その他の損害

イ お客さままたはお客さまの代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によ

って生じた損害

- ロ サービス対象機器の使用もしくは管理を委託された方、お客さまと同居の親族の故意によって生じた損害
- ハ お客さままたはお客さまの代理人の不誠実行為によって生じた損害
- ニ 差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ホ サービス対象機器の製造者、販売者および取付施工業者が、お客さまに対し法律上または契約上の責任を負うべき損害
- ヘ サービス対象機器に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ト サービス対象機器に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- チ 不当な修理や改造または取付けによって生じた損害
- リ 詐欺または横領によって生じた損害
- ヌ 格落ち（サービス対象機器の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- ル 自力救済行為等によって生じた損害
- ヲ 譲渡されたサービス対象機器に生じた損害

#### 5. 故障修理サービスに含まれない費用の負担

次の費用は、故障修理サービスに含まれないものとし、お客さまの負担とします。

- (1) 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- (2) 修理の際に発生する基本工事費（当社または委託先が標準の工事と定める内容）以外に係る工事費（高所作業によるクレーン車代、足場設置費用等の特殊工事費等）

### IV その他

#### 1. 本規約の変更

- (1) 当社は、次の場合には、本規約を変更することがあります。この場合には、利用料金、本サービスのサービス条件は、変更後のかけつけプラス利用規約によります。
  - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において利用料金を変更するとき。
  - ロ 民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、ガス標準約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、本規約を変更する必要がある場合
  - ハ その他、本規約を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (2) 本規約を変更する場合には、変更内容をお客さまにお知らせします。この場合、書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他本サービスの内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、書面の交付

は行わない場合があります。

## 2. 免責事項

当社または委託先は、本サービスの提供に関して故意または重大な過失がない限り、お客さまに対して損害賠償義務を負わないものとします。

## 3. 個人情報の取扱い

当社が保有する個人情報につきましては、次の定款記載の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用します。

- (1) 電気事業
- (2) ガス供給事業
- (3) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
- (4) 前各号に附帯関連する事業

## 4. 準拠法・管轄裁判所

- (1) 本規約の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規約、本サービスに関連する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年10月1日 制定

2021年11月1日 改定

2022年11月1日 改定